

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）		
根拠条項	第4条		
許認可等の種類	一般社団法人及び一般財団法人の公益認定		
法令の定め	<p>（認定法）</p> <p>公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。</p>		
審査基準	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）		
標準処理期間	総期間	4 日・ <input type="text" value="月"/>	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（
	協議機関	2. 5 日・ <input type="text" value="月"/>	（北海道公益認定等審議会）
	処分機関	1. 5 日・ <input type="text" value="月"/>	（
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		（電話番号： 011-204-5004 ）
申請先	同上		（電話番号： ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ		（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekihoujintetsuzuki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekihoujintetsuzuki.htm</a> ）		